

北砂三・四・五丁目地区

共催：

江東区



東京都

平成28年度

# 不燃化セミナー

## 講演会

14:00～15:00 (15:00～ 意見交換会)



小さな  
土地でも!

## 土地を有効活用した 建替えのポイント

むらじ たけお

講師：連 健夫 氏

建築家、一級建築士、一級建築施工管理技士  
首都大学東京・早稲田大学非常勤講師

専門家による**建替え相談会**を同時開催!

14:00～16:00 (おひとり様1回30分程度)

建替えや資金計画、融資制度などお得な支援制度について専門家がお答えします。

○ファイナンシャルプランナー (資金計画に関する専門家)

○住宅金融支援機構 (融資に関する専門家)

○不燃化協力員 (建替えに関する専門家)

など

※当日 13:45 より会場にて整理券を配布いたしますので、直接会場までお越しください。

# 1月21日(土) 14:00～16:00

## 砂町文化センター

### 2階 第3・4・6会議室

40名程度・入場無料

所在地：江東区北砂5-1-7

交通：都営バス「北砂二丁目」下車

協力：日本FP協会東京支部

問合せ：江東区都市整備部 地域整備課

Tel 03-3647-9491



ご存知ですか？

# 不燃化特区の支援メニュー

谷中二・三・五丁目地区では、平成33年3月末日までの期間限定で、「不燃化特区」による特別の支援を行っています。

## ① 戸建建替え助成・共同住宅建替え助成

個人又は中小企業者が自己所有の老朽建築物から、耐火建築物又は準耐火建築物に建替える場合、解体除却、建築設計及び工事監理に要する経費に対して助成します。

〔支援の内容〕

・建替えに要した費用の助成

ア. 老朽建築物の除却等に要した費用の助成  
上限150万円

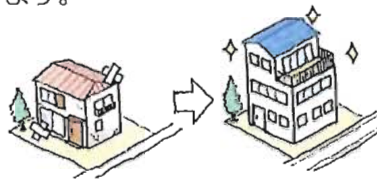
イ. 新しい住宅の建築に要した費用(設計費、工事監理費)の45/100の助成  
上限150万円

・固定資産税・都市計画税の全額減免(最長5年間)

〔助成の対象となる老朽建築物〕

・耐用年数の2/3を超えた建築物(※)

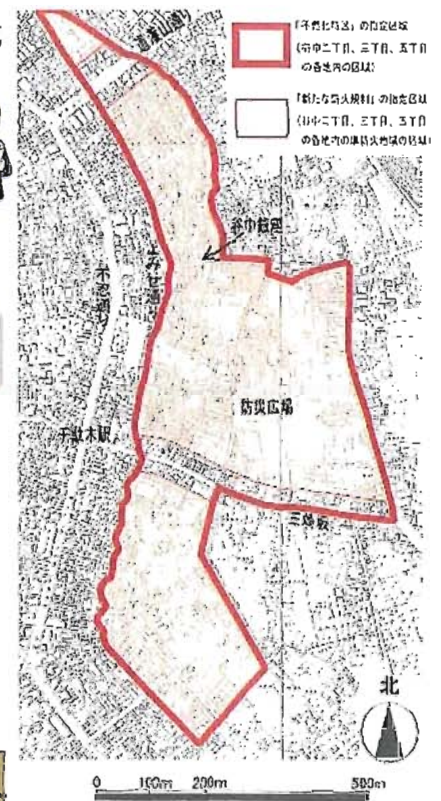
※耐用年数の2/3: 木造15年、鉄骨造23年、鉄筋コンクリート造32年



建築の設計

建築士による  
工事監理

谷中二・三・五丁目地区



## ② 老朽建築物除却助成

個人又は中小企業者の所有する老朽建築物の解体除却に要する経費に対して助成します。

〔助成の対象となる除却〕

・原則として、除却後は、敷地を延焼防止上有効な空地として整備するもの

〔助成の対象となる老朽建築物〕

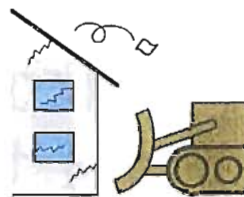
・昭和56年5月31日以前の本造建築物

・延焼を防止するうえで危険と認められる建築物

〔支援の内容〕

・老朽建築物の除却等に要した費用の助成 上限150万円

・固定資産税・都市計画税の減免(最長5年間)



**その他にも支援メニューがございますので、お気軽にご相談下さい。**

### ◆不燃化特区制度に関すること

台東区 都市づくり部 地区整備課

電話番号 03-5246-1365 メールアドレス seibi@city.taito.tokyo.jp

東京都 都市整備局市街地整備部 防災都市づくり課 不燃化特区担当

電話番号 03-5320-5145

### ◆固定資産税等の減免について

台東都税事務所 固定資産税係

電話番号 03-3841-1845(代表)

ホームページもご確認下さい

台東区 不燃化特区

検索